

令和 3年 7月30日

神田町会の皆様へ

神田町会
町会長 渡邊幸夫

新型コロナウイルスに伴う地区、町会の行事、会議等の対応について

日頃より、町会、地域の発展や、住み良いまちづくりのためにご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症について、長野県では7月30日に松本市内の新規陽性者が増加していることを受け、松本圏域の感染警戒レベルが3に引き上げられました。

市内においても、従来株等と比較して感染力がおよそ2倍とされるデルタ株（インド由来）への置き換わりが広がり、ワクチン接種が進んでいない50歳代以下で新規陽性者の増加が懸念されます。

ワクチン接種が概ね完了している高齢者も、自分自身は症状がなくても他の人に感染させる可能性があるため、引き続き基本的な感染予防対策を継続していくことが重要です。

これを受け、7月30日付で市指揮本部第1部長（危機管理部長）及び第2部長（健康福祉部長）名で、以下の対応方針が示されましたので、ご確認ください。

記

1 市の対応方針

(1) 7月30日に長野県が、松本圏域の警戒レベルを3に引き上げたことから、松本市では、8月31日までを「警戒期」として位置付け、これまで以上に基本的な感染予防対策を徹底した上で、各種事業に取り組んでいくこととします。

(2) 市民への呼びかけ

ア デルタ株の置き換わりが進み、従来なら感染しなかった状況でも感染する可能性があることを踏まえ、引き続き基本的な感染防止対策を徹底していただく。
イ 夏休みやお盆を迎える時期となりますが、感染拡大地域への往来はできるだけ控えていただく。

(3) 公民館及び福祉ひろば

公民館及び福祉ひろばについては、「警戒期」とはなりますが、イベントや会議の開催、公民館等の貸館や、福祉ひろば事業の対応等は、これまでと変わりません。ただし、各種事業においてこれまで以上に感染防止対策の徹底をお願いします。【裏面もご参照ください】

2 依頼事項

(1) 地区・町会の会議やイベントについて

ア これまでの3密を避ける等の、コロナウイルス感染症予防対策を徹底していただき、感染リスクを最大限低下させつつ、会議及び事業を実施してください。

また、会議・事業等への強制参加等を行わないようお願いします。

イ 会食についても、今一度ご検討いただき、実施する必要がある場合は、飛沫感染に注意いただくとともに、「新たな会食のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数（概ね1Mの距離が取れない程度の人数）長時間（概ね2時間超）とならないように留意してください。

(2) 配布文書について

感染予防対策の徹底を図りながら配布してください。特に仕分けを行う際は、3密を避けるなど感染予防対策の徹底をお願いします。